

1. 案内情報

- 手続名 : 海域にある爆発兵器等の引揚げ等の許可
- 手続根拠 : 昭和20年勅令第542号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ
關スル件ニ基ク航海の制限等ニ關スル件第4条の3第1項
- 手続対象者 : 産業の用途に供するため海域にある爆発兵器等を引揚げようとする
者
- 提出時期 : 産業の用途に供するため海域にある爆発兵器等を引揚げようとする
とき
- 提出方法 : 最寄りの海上保安(監)部にお問い合わせください
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 最寄りの海上保安(監)部にお問い合わせください
- 申請書様式 : 適宜(提出先にお問い合わせください)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 最寄りの海上保安(監)部にお問い合わせください
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 入出港届
手続根拠 : 港則法第4条
手続対象者 : 特定港に入港しようとする船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員（適用除外：港則法施行規則第2条、免除：港則法施行規則第21条第1項）
提出時期 : 入出港届・・・入港後遅滞なく
 : 入港届・・・入港後遅滞なく
 : 出港届・・・出港しようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 入出港届（第1号様式）
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : びょう地の指定
- 手続根拠 : 港則法第5条第2項
- 手続対象者 : 総トン数500トン以上（関門港若松区においては総トン数300トン以上）の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 京浜港、大阪港、神戸港及び関門港の港内にびょう泊しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書（第3号様式）
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1)全船舶共通
天候、水深等に応じたびょう鎖の長さを考慮し、その振り回りの距離を十分にとることができる場所であること。
航路、危険物積載船舶等からの距離を十分にとることができる場所であること。
- (2)危険物積載船舶である場合
港則法第22条本文の審査基準を満たす場所であること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

手続名 : けい留施設使用届
手続根拠 : 港則法第5条第5項
手続対象者 : 特定港内のけい留施設の管理者
提出時期 : 当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 係留施設使用届(第4号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 :

1. 案内情報

手続名	: 港内移動の許可
手続根拠	: 港則法第7条第1項
手続対象者	: 雑種船以外の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
提出時期	: 港則法第5条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびょう地から移動するとき
提出方法	: 原則、書面又は電子申請
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし・1通
申請書様式	: 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
記載要領	: 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先	: 当該特定港を管轄する港長
受付時間	: 提出先にお問い合わせください
相談窓口	: 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 : 移動先が次の要件を満たす場合であること。

(1)全船舶共通

びょう地指定を受けなければならない船舶の場合

- ・天候、水深等に応じたびょう鎖の長さを考慮し、その振り回りの距離を十分にとることができる場所であること。
- ・航路、危険物積載船舶等からの距離を十分にとることができる場所であること。

その他の場合

- ・水深、バースの長さ等からみて、安全上問題がないこと。

(2)危険物積載船舶である場合

港則法第22条本文の審査基準を満たす場所であること。

標準処理期間 : 10分～1時間程度

不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 港内移動の届出
- 手続根拠 : 港則法第7条第2項
- 手続対象者 : 雑種船以外の船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 港則法第5条第1項の規定により、停泊した一定の区域、又は港長から指定されたびょう地から海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由により移動後、遅滞なく
- 提出方法 : 原則、電話連絡、港務通信等（書面又は電子申請により届け出ても差し支えない。）
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書（第3号様式）
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 修繕等の届出
手続根拠 : 港則法第8条第1項
手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
提出時期 : 修繕届・・・特定港内において修繕しようとするとき
: 係船届・・・特定港内において係船しようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 修繕・係船届(第6号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 修繕中又はけい船中の船舶の停泊場所の指定
- 手続根拠 : 港則法第8条第2項
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 修繕届・・・特定港内において修繕しようとするとき
: 係船届・・・特定港内において係船しようとするとき
(法第8条第1項の規定による修繕・係船届の提出をもって、修繕中又はけい船中の船舶の停泊場所指定願が提出されたものとみなす)
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 修繕・係船届(第6号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 一般船舶の航行及び停泊その他港湾の運営に支障の少ない場所であること。
(2) びよう泊して行う場合は、錨かきが良好な場所であること。
(3) 風、浪、潮汐等の影響が少ない場所であること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

手続名 : 危険物積載船舶の停泊等の場所の指定
手続根拠 : 港則法第22条
手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
提出時期 : 特定港に危険物積載船舶が停泊、又は停留しようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 : 停泊等の場所が次の要件を満たす場合であること。
(1) 積載している危険物が停泊許容量を超えないものであること。
(2) 船だまり、航路筋等船舶のふくそうする場所又は陸上の保安物件等から離れた場所であること。
(3) 他の危険物積載船舶から離れた場所であること。
標準処理期間 : 10分～1時間程度
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 爆発物以外の危険物積載船舶の停泊等の場所の許可
- 手続根拠 : 港則法第22条ただし書
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 特定港に爆発物以外の危険物積載船舶が停泊、又は停留しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 錨地・係留場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : 停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認められること。
- 標準処理期間 : 1～2日程度
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 危険物荷役の許可
- 手続根拠 : 港則法第23条第1項
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 特定港内において危険物の積込、積替又は荷卸しするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通。
- 申請書様式 : 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書(第3号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 全種類共通
- 危険物専用岸壁以外の場合
- ・荷役許容量を超えない場合
荷役許容量を超えないことが確認されること。
 - ・荷役許容量を超える場合
危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案し、荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等によって、荷役の安全性が確保されることが確認されること。
- 危険物専用岸壁の場合
- 当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に関わる安全対策等が遵守されること。
- 包括許可を行える場合
- ・荷役の回数が非常に多いこと(原則毎日1回以上、少なくとも2~3日に1回程度)。
 - ・荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。

- ・危険物の専用船であること（一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと）。
- ・船内の消火設備及び火気管理が十分であること。
- ・荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。
- ・荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2)引火性危険物の場合

夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。

他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。

標準処理期間 : 10分～1時間程度（荷役許容量を超える場合は1～7日、包括許可の場合は1～10日）

不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 危険物の運搬の許可
- 手続根拠 : 港則法第23条第4項
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : 特定港内又は特定港の境界附近において、危険物を運搬しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 危険物運搬許可申請書（第7号様式）
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 全種類共通
- 危険物専用岸壁以外の場合
- ・ 荷役許容量を超えない場合
荷役許容量を超えないことが確認されること。
 - ・ 荷役許容量を超える場合
危険物の種類、数量、バースの位置、周囲の状況等を勘案し、荷役安全管理体制、荷役時間、陸上の輸送計画、安全対策等によって、荷役の安全性が確保されることが確認されること。
- 危険物専用岸壁の場合
- 当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に関わる安全対策等が遵守されること。
- 包括許可を行える場合
- ・ 運搬の回数が非常に多いこと（原則毎日1回以上、少なくとも2～3日に1回程度）。
 - ・ 荷役する危険物の種類が毎回同一又は類似のものであり、

数量もほぼ一定であること。

- ・危険物の専用船であること（一般船舶であるときは、荷役量が少ないこと）。
- ・船内の消火設備及び火気管理が十分であること。
- ・荷役場所は、危険物専用岸壁であること、もしくは、荷役量が少なく場所が一定であり、専用岸壁に準じて安全対策の措置が講じられた場所であること。
- ・荷役船舶及びバースの双方において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2)引火性危険物の場合

夜間に荷役が開始される場合には、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等の状況から、荷役の安全性が確保されること。

他船越え荷役、いわゆる山越し荷役でないこと。

標準処理期間 : 10分～1時間程度（荷役許容量を超える場合は1～7日、包括許可の場合は1～10日）

不服申立方法 :

1. 案内情報

手続名 : 私設信号の許可
手続根拠 : 港則法第29条
手続対象者 : 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者
提出時期 : 特定港内において私設信号を定めようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 私設信号使用許可申請書(第8号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 : (1) 全種類共通
・国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。
・国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。
(2) けい留施設の使用に関する信号の場合
統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。
標準処理期間 : 2～10日
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 特定港内等における工事等の許可
手続根拠 : 港則法第31条第1項
手続対象者 : 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者(当該工事又は作業の実施責任者)
提出時期 : 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : (工事・作業又は行事)許可申請書(第9号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : 当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。
(1)許可に付された条件や指導事項を遵守することにより、船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。
(2)災害の復旧その他公益上やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。
標準処理期間 : 1ヶ月以内
不服申立方法 :

1. 案内情報

手続名 : 特定港内における行事の許可
手続根拠 : 港則法第32条
手続対象者 : 特定港内で行事をしようとする者(当該行事の実施責任者)
提出時期 : 特定港内において行事をしようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : (工事・作業または行事)許可申請書(第9号様式)
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

審査基準 : (1) 船舶交通の安全上支障を与えるおそれのない計画であること。
(2) 現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が確立されていること。
(3) 秩序ある行動がとれる体制にあること。
(4) 行事参加者の危険防止措置及び他船に対する警戒措置が適当であること。
(5) 事故発生時の対策が適当であること。
(6) 関係者の集合及び解散の場所、行事要領等が適当であること。

標準処理期間 : 1ヶ月以内
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 進水等の届出
手続根拠 : 港則法第33条
手続対象者 : 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶（港則法施行規則別表第三）を進水させ、又はドックに出入りさせようとする者
提出時期 : 特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶（港則法施行規則第三）を進水させ、又はドックに出入りさせようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 進水・入出渠届（第10号様式）
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 :
標準処理期間 :
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 竹木材の水上への荷卸し等の許可
- 手続根拠 : 港則法第34条
- 手続対象者 : 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者
- 提出時期 : 特定港内において竹木材を水上へ荷卸しし、又はいかだをけい留・運行しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : 竹木材水上荷卸・筏運行・係留許可申請書(第11号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 水上荷卸しの場合
荷卸し場所が航路又は航路筋から十分に離れていること。
荷卸しした木材の適当なけい留場所があること。
沈流木の発生を防止する措置がとられていること。
- (2) いかだけい留の場所
けい留場所が航路又は航路筋から十分に離れていること。
- (3) いかだ運行の場合
運行の時間、経路、気象、海象、えい索及び固縛方法等により危険を生じないものであること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 私設信号の許可（特定港以外の港）
手続根拠 : 港則法第37条の3（港則法第29条準用）
手続対象者 : 特定港以外の港内において使用すべき私設信号を定めようとする者
提出時期 : 特定港以外の港内において私設信号を定めようとするとき
提出方法 : 原則、書面又は電子申請
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし・1通
申請書様式 : 私設信号使用許可申請書（第8号様式）
記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該港の所在地を管轄する海上保安（監）部長又は海上保安署長
受付時間 : 提出先にお問い合わせください
相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 全種類共通
・国際信号書による信号の意味を変えたものでないこと。
・国際信号書による信号を用いれば足りるようなものでないこと。
(2) けい留施設の使用に関する信号の場合
統一を図るための指導に沿って作成されたものであること。
標準処理期間 : 2～10日
不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 特定港以外の港内等における工事等の許可
- 手続根拠 : 港則法第37条の3(港則法第31条第1項準用)
- 手続対象者 : 特定港以外の港内又は特定港以外の港の境界附近で工事又は作業をしようとする者(当該工事又は作業の実施責任者)
- 提出時期 : 特定港以外の港内又は特定港以外の港の境界附近で工事又は作業をしようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
- 申請書様式 : (工事・作業又は行事)許可申請書(第9号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該港の所在地を管轄する海上保安(監)部長又は海上保安署長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : 当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。
(1)許可に付された条件や指導事項を遵守することにより、船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。
(2)災害の復旧その他公益上やむを得ず、かつ、一時的に行なわれるものであると認められること。
- 標準処理期間 : 1ヶ月以内
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : 届出をすることを要しない旨の許可 (入出港届の省略許可)
: 届出をすることを要しない旨の許可 (けい留施設使用届の省略許可)
- 手続根拠 : 港則法施行規則第21条第1項
- 手続対象者 : 船舶の船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
: けい留施設の管理者
- 提出時期 : 入出港届の省略をしようとするとき
: 係留施設使用届を省略しようとするとき
- 提出方法 : 原則、書面又は電子申請
: 原則、書面又は電子申請
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし・1通
: なし・1通
- 申請書様式 : 入出港届省略許可申請書 (第2号様式)
: 係留施設使用届省略許可申請書 (第5号様式)
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1)同一船舶を同一場所に係留すること。
(2)月平均10回程度以上入港すること。
: (1)同一船舶を同一場所に係留すること。
(2)月平均10回程度以上離着棧すること。
- 標準処理期間 : 1～2日程度
- 不服申立方法 :

1. 案内情報

- 手続名 : えい航の際の制限に従わないこと等の許可
- 手続根拠 : 港則法施行規則第21条第2項
- 手続対象者 : 船長又は委任を受けた船主、代理店等若しくは一等航海士等の船舶の職員
- 提出時期 : えい航制限の免除を受けようとするとき
- 提出方法 : 港長窓口にお問い合わせください
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください
- 申請書様式 : 適宜（提出先にお問い合わせください）
- 記載要領 : 提出先にお問い合わせください

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該特定港を管轄する港長
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- 相談窓口 : 提出しようとする港長窓口

3. 手続情報

- 審査基準 : (1) 船舶交通のふくそうする時間帯でないこと。
(2) えい航経路が一般船舶の航行等に支障がないものであること。
(3) えい船の能力が十分であり、警戒船が配備されていること。
- 標準処理期間 : 10分～1時間程度
- 不服申立方法 :